

住居確保給付金の支給を希望する方は、この確認書と併せ申請書を提出する必要があります。

住居確保給付金申請時確認書（転居費用補助）

誓約事項

- 1 申請者及び申請者と同一の世帯に属する者（以下「申請者等」という。）のいずれもが地方自治体等が実施する離職者等に対する住居の確保を目的とした類似の給付等を受けていないこと。
- 2 再支給の申請ではない（過去に転居費用に係る生活困窮者住居確保給付金を受けたことがない）
又は、
 再支給の申請であるが、従前の支給が終了した月の翌月から起算して1年を経過している
従前の支給期間 年 月 ～ 年 月
- 3 申請者等のいずれもが暴力団員ではないこと。

同意事項

- 1 本給付金の支給決定後、支給に必要な範囲で、申請者の賃貸住宅への入居状況のほか、クレジットカード等を使用する方法により申請者から賃貸人へ転居先の住宅に係る初期費用を支払う場合は、初期費用の支払い状況について、訪問等による確認を行う場合があること又は不動産仲介業者等に報告を求めること。
- 2 支給に必要な範囲で、申請者等の資産及び収入の状況につき、官公署に対し必要な文書の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社その他の機関若しくは申請者等の雇用主その他の関係者に報告を求めること。
また、郡山市の報告要求等に対し、官公署又は銀行等が報告することについて申請者が同意している旨を官公署又は銀行等に伝えること。
- 3 支給に必要な範囲で、暴力団員該当性の確認につき、実施主体又は社会福祉協議会が官公署から情報を求めること。

年 月 日

郡山市長

上記誓約事項及び同意事項について確認の上、誓約及び同意します。

申請者住所又は居所 _____

申請者氏名 _____

当初申請時

1 添付書類

(1) 本人確認書類

運転免許証、個人番号カード、一般旅券、各種福祉手帳、住民票記載事項証明書、住民票、戸籍謄本、戸籍事項全部証明書等のいずれかの写し

(2) 収入減少関係書類

世帯収入額が、申請日の属する月を起点に2年以内に著しく減少したことが確認できる書類の写し

(3) 離職等関係書類

世帯収入額が著しく減少する直前に、支給申請者と同一の世帯に属する者が死亡、又は申請者若しくは支給申請者と同一の世帯に属する者が離職、休業等をしたことが確認できる書類の写し

(4) 収入関係書類

支給申請者及び支給申請者と同一の世帯に属する者のうち、収入がある者についての申請日の属する月の収入が確認できる書類の写し

(5) 金融資産関係書類

申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の金融機関の通帳等の写し

(6) 家計改善支援機関（又は自立相談支援機関）から交付された住居確保給付金要転居証明書（第23号様式）

2 追加確認書類

(1) 不動産仲介業者等から交付を受けた入居予定住宅に関する状況通知書（転居費用補助）（第20号様式の3）

(2) 転居に要する費用の額及び内訳が確認できる書類・各種見積書（家財の運搬費用、原状回復費用等）

備考 申請者氏名は、自署又は記名押印してください。